

国民健康保険税 2 割軽減の申請をお忘れなく

国

保

前年中の世帯の合計総所得金額が一定基準額以下の場合には、税の負担を軽くするため均等割額と平等割額を軽減する制度があります。

○7割・5割軽減に該当している世帯は申請をしなくても減額して計算しますが、2割軽減を受けるには、法により申請が必要になります。該当していると思われる世帯には6月中旬に申請書をお送りします。申請していただかないと対象になりませんので、必ず申請してください。

軽減の基準

軽減の種類	軽減となる世帯の合計総所得金額	申請
7 割軽減	33万円以下	不要
5 割軽減	33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数)以下	不要
2 割軽減	33万円+(35万円×被保険者数)以下	必要

申請期限 7月1日(金)

申請書提出・問合先 市民生活課 国保医療担当

水道課からのお知らせ

ビルやマンションなどの貯水槽水道の適正な管理について

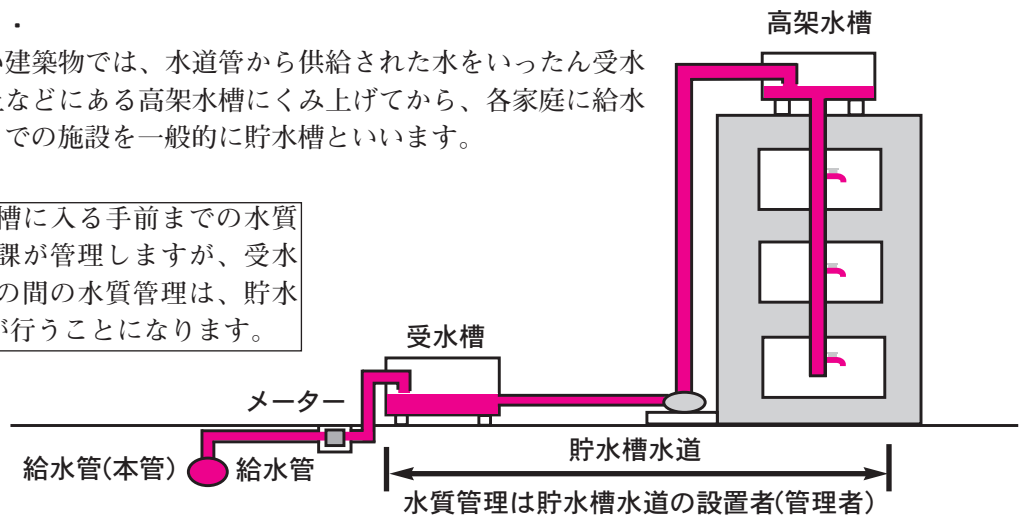
平成14年の「改正水道法」施行に伴い、市では給水条例を改正し、貯水槽水道に関する水道事業者(水道課)の責務及び設置者の責務について定めました。

この条例に基づき事業者は、貯水槽水道の設置者に対して、清掃や検査などの適正な管理の助言・勧告などを行うことができ、適正な管理が行われることになります。

○貯水槽水道(貯水層)とは・・・

ビルやマンションなどの高い建築物では、水道管から供給された水をいったん受水槽にため、これをポンプで屋上などにある高架水槽にくみ上げてから、各家庭に給水します。この受水槽から蛇口までの施設を一般的に貯水槽水道といいます。

※給水管(本管)から受水槽に入る手前までの水質管理は、原則として水道課が管理しますが、受水槽に入ってから蛇口までの間の水質管理は、貯水槽水道の設置者(管理者)が行うことになります。



○正しい管理の仕方とは・・・

日頃の管理を怠ると大変な事故につながることもあります。貯水槽水道を設置された方は、正しい管理の仕方を身につけて安全な水を守りましょう。

1. 1年に最低1回以上、専門の清掃業者に清掃を行ってもらいましょう。
2. 貯水槽にヒビ割れや、水槽内に異物の混入がないか定期的に確認しましょう。
3. 各家庭の蛇口から出る水の臭気・透明度などの点検を定期的に行いましょう。
4. 1年に1度定期的に、厚生労働大臣の指定する検査機関にて検査を行いましょう。

※いつでも安心して水を飲むために、お使いの貯水槽がどのようになっているかを点検してみることをお勧めします。

問合先 水道課 業務担当